



- 財産形成
- 財産形成年金
- 財産形成住宅

貯蓄解約・払出請求書

金融機関等用

取扱金融機関等 明治安田生命保険相互会社 御中

年 月 日

加入者控裏面の「個人情報の取扱いについて」の記載内容に同意のうえ請求します。

勤務先											職員番号										
所属部課 同番号											ふりがな氏名										
備考											ふりがな住所	(〒 -)									
生年月日	昭和 平成	年	月	日	(満 歳)	日中連絡先	— —														

私の、財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄または財産形成住宅貯蓄につき、下記のとおり解約・払出の請求をします。貴行(社・金庫・組合)所定の計算方法により計算のうえ、払い出してください。なお、振込手数料等を要する場合には、払出金から差し引いてください。

解約払出理由	<input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 住宅の新築 <input type="checkbox"/> 住宅増改築 <input type="checkbox"/> その他()			提出書類	<input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書 <input type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 (住宅貯蓄の払出の場合の提出書類)			
解約・払出内容	<input type="checkbox"/> 一部払出	一部払出請求額		(注)1. 年金貯蓄の一部払出および住宅貯蓄の住宅取得等目的以外の一部払出はできません。 2. 生命保険の場合は、概算払出請求額(千円単位)を記入してください。				
	<input type="checkbox"/> 全額払出	口座を残し、全額払い出す。		(注)1. 定期預金、有価証券、生命保険およびゆうちょ銀行の一般財産形成貯蓄の場合に限られます。 2. 年金貯蓄の全額払出はできません。				
	<input type="checkbox"/> 解約	口座を解約し、全額払い出す。		(注)年金・住宅貯蓄の場合、下記の廃止申告書にも記入してください。 (生命保険の場合、次から選択してください。 <input type="checkbox"/> 中途解約 <input type="checkbox"/> 満期払出)				
受取口座	金融機関名		本支店名		種目	口座番号(右づめ)		口座名義(カタカナでご記入ください)
	銀行・信組 信託・農協 信金・労金		本店 支店 出張所		普通			
	金融機関コード		本店コード					

財形住宅で住宅取得・増改築等を目的とした一部払出の場合には、以下5つの項目についてご記入ください。
(注)内容の変更等で要件外となった場合は、一部払出額は遡及して課税扱いとなります。

住宅払出要件 確認事項	<input type="checkbox"/> (新築)・(中古) (築年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> (鉄筋、レンガ等(耐久))・(木造等(非耐久)) <input type="checkbox"/> 居住予定者(契約者本人)・契約者本人以外(配偶者)・(扶養親族) <input type="checkbox"/> 居住用部分の床面積(m ²) <input type="checkbox"/> 登記上の本人の持分割合(%) ※増改築の場合は工事着工時点の割合
----------------	--

※以下の廃止申告書について、財形住宅の場合「年金」と「財産形成年金……第4条の3第1項」を抹消、財形年金の場合「住宅」と「財産形成住宅……第4条の2第1項」を抹消して申告ください。

事務担当者確認
(給与天引の停止等)

財産形成非課税(年金住宅)貯蓄廃止申告書

税務署長 殿 年 月 日

ふりがな氏名			
住所			

下記の(財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項) (財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項)の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します。

種別	生命保険の保険料		
最高限度額	百万	千	円
受入機関の営業所等	所在地	東京都千代田区丸の内2-1-1	
	名称	明治安田生命保険相互会社	法人番号 8010005007932
勤務先	所在地		
	名称		
賃金の支払者	所在地		
	名称	法人番号	
事務代行先	所在地		
	名称	法人番号	

受入機関の受理日付



受本人 付拠点 用欄	団体 被保険者 番号			
	確認日時	年 月 日	(午前)(午後) 時 分	
	取次() 店頭() その他()	() () ()	確認者	
受入 用欄	受付支社 営業所	支社コード	営業所コード	
	取扱者	コード		
手続 拠点 用欄	請求経路	<input type="checkbox"/> 勤務先経由 <input type="checkbox"/> その他		
	支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩ 口座(同時FB) <input checked="" type="checkbox"/> ⑪ 店頭 <input checked="" type="checkbox"/> ⑫ 口座(手振振込)		
	手続拠点 受付日	年 月 日		
	支払基準日	年 月 日		
手続 拠点 用欄	支払日	年 月 日		
	手続拠点 点検	支払決定	扱者	

財産形成貯蓄解約・払出請求書

勤労者財産形成貯蓄積立保険 (一般財形)
財形年金積立保険 (財形年金)
財形年金保険
財形住宅貯蓄積立保険 (財形住宅)

「加入者控」裏面の「個人情報の取扱いについて」は、支払請求にあたり確認いただきたい重要な事項です。請求前に必ずお読みください

請求にあたってのご案内

1. 1商品につき1部ご記入ください
2. 黒のボールペンで強くご記入ください(消えるボールペンは使用不可)
3. この請求書は、必ず請求者ご自身でご記入ください
4. お受取口座は、必ず請求者ご本人名義の口座をご指定ください
5. 請求の内容に応じて必要書類(裏面参照)をご提出ください
6. 財形住宅貯蓄積立保険で、生存給付金(非課税)の請求をされる場合、必ず、請求書2枚目の「財産形成住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって」をお読みください
7. 財形年金積立保険・財形年金保険・財形住宅貯蓄積立保険で、解約の場合、必ず「財産形成非課税^{年金}_{住宅}貯蓄廃止申告書」をご記入ください
8. 解約等の後に保険料が給与引去りされた場合は、後日ご請求時の口座へ返金いたします
9. この請求書は、所属省庁(以下「ご勤務先」という)を經由して「金融機関等用」のみご提出ください
なお、緊急を要する場合は、ご勤務先の担当者様にご相談ください

マイナンバーご提出のお願い

財形年金の解約で、ご請求額(お受取額)が100万円超の場合は、当社が税務署へ提出する支払調書にマイナンバーを記載いたしますので、個人番号確認書類(※)のコピーをご提出ください

(※) 個人番号カード(裏面)・通知カード(氏名・住所が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)・個人番号が記載された住民票

ご提出いただく書類

次の一覧表のうち、○印のある書類は必ずご提出ください。△印のある書類は下記の内容に応じてご提出ください。

なお、**公的書類（住民票・登記事項証明書）は発行から6ヵ月以内のものをご提出ください。**

必要書類	請求項目	共通	財形貯蓄		財形住宅		財形年金	
		解 約	満 期	一部払出 全額払出	一 部 払 出	全 額 払 出	解 約	
財産形成貯蓄解約・払出請求書		○	○	○	○	○	○	
請求者の本人確認書類(コピー)	下記1参照	△	△	△	△	△	△	
登記事項証明書（建物）および契約者の住民票						注1 ○		
住宅の工事請負契約書(コピー)または売買契約書(コピー)					○	注2 △		
個人番号確認書類(コピー)	下記2参照						△	
請求者		契約者						

1. ご請求額（お受取額）が100万円超の場合は本人確認書類（コピー）をご提出ください。

（ご勤務先を經由してご請求の場合は提出不要です）

※本人確認書類について：氏名・現住所・生年月日を確認いたします

（書類の裏面や別ページに氏名や現住所が記載されている場合はそのコピーもあわせてご提出ください）

※本人確認書類の例：「運転免許証」「国家公務員共済組合の組合員証」等

2. 財形年金の解約でご請求額（お受取額）が100万円超の場合は、個人番号確認書類（コピー）をご提出ください。

※個人番号確認書類：「個人番号カード（裏面）」「通知カード（氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）」「個人番号が記載された住民票」のいずれか1点

注1. 増改築等の場合は、確認済証、検査済証、増改築等工事証明書（工事費用が75万円超100万円以下の場合、増改築等工事完了届でも可）のいずれか（コピーで可）をあわせてご提出ください。

注2. 住宅取得後または工事完了後に全額払出（1回払い）をされる場合はご提出ください。

※財形住宅生存給付金（非課税）を請求される場合は、次ページを必ずお読みください。

※死亡または障害、災害等による保険金・給付金等のお手続きについては、当社の担当者にお問い合わせください。

※当社お届け住所・勤務先に変更があった場合、別途、財産形成貯蓄変更申込書をご提出ください。

※解約・満期・財形住宅の全額払出の場合は、必ずご勤務先を經由してご請求ください。

（すでに退職等されていて、ご勤務先を經由してのご請求ができない場合は、当社あてに直接ご請求ください）

※財形住宅生存給付金を請求される場合は必ずお読みください。

財産形成住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって

ご提出いただく書類

	請求内容	必要書類	ご注意ください点
住宅取得	住宅取得前 (一部払出)	・財産形成貯蓄解約・払出請求書 ・住宅の「工事請負契約書(※)」または「売買契約書(※)」 ・本人確認書類のコピー ご勤務先を経由せず請求額が100万円超の場合提出	残高の90%または住宅取得費用のいずれか低い額までが上限となります
	住宅取得後 (全額払出)	・財産形成貯蓄解約・払出請求書 ・非課税貯蓄廃止申告書(支払請求書内) ・「登記事項証明書(建物)(※)」および「住民票(※)」(注1) ・住宅の「工事請負契約書(※)」または「売買契約書(※)」(注2)	・住宅取得後1年以内にご提出ください ・住宅取得前に一部払出をされている場合は、1回目の払出から2年以内かつ住宅取得から1年以内にご提出ください なお、住宅取得費用が積立金残高を下回る場合は、ご契約をご継続いただくこととなります
増改築等	工事完了前 (一部払出)	・財産形成貯蓄解約・払出請求書 ・住宅の「工事請負契約書(※)」 ・本人確認書類のコピー ご勤務先を経由せず請求額が100万円超の場合提出	残高の90%または増改築等費用のいずれか低い額までが上限となります
	工事完了後 (全額払出)	・財産形成貯蓄解約・払出請求書 ・非課税貯蓄廃止申告書(支払請求書内) ・「登記事項証明書(建物)(※)」および「住民票(※)」(注1) ・「確認済証」「検査済証」「増改築等工事証明書(工事費用が75万円超100万円以下の場合は増改築等工事完了届)」のいずれか(※) ・住宅の「工事請負契約書(※)」(注2)	・増改築等完了後1年以内にご提出ください ・増改築完了前に一部払出をされている場合、1回目の払出から2年以内かつ増改築等完了から1年以内にご提出ください なお、増改築等費用が積立金残高を下回る場合は、ご契約をご継続いただくこととなります

※コピー提出可

(注1)「登記事項証明書(建物)」…契約者ご本人名義の住宅であることを確認するため、ご提出ください(「登記識別情報通知」「登記完了証」「登記事項要約書」は「登記事項証明書(建物)」の代替書類とはなりません)。

「住民票」……………契約者様が居住していることを確認(住宅購入の場合は新住所の住民票)するため、ご提出ください。

(注2)一部払出時にご提出いただいている場合は不要

適格払出(非課税)の主な要件

1. 契約者ご本人名義の持家かつ居住用住宅(増改築等の場合は工事対象住宅が工事前の時点で契約者ご本人名義)であること(共有名義の場合は持分に対する費用までが払出可能額となります)。
2. 居住用部分の床面積(増改築等の場合は増改築等後の居住用部分の床面積)が50㎡以上であること。
3. 新築または建築後使用されることがない住宅で、次のいずれかに該当する場合は40㎡以上であること。
 - ・令和5年12月31日までに建築確認を受けた場合
 - ・令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等(※)
 (※) 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅であることが確認できる書類を提出
4. 中古住宅を取得される場合、昭和57年1月1日以後に建築された住宅であること。昭和56年12月31日以前に建築された住宅の場合は耐震基準に適合する住宅であること(耐震基準適合証明書の提出が必要となります)。なお、中古住宅の住宅取得価額によっては、非課税払出ができない場合がありますので、事前に請求書裏面の担当部門にご連絡ください。
5. (増改築等のみ) 75万円を超える費用を伴う増築・改築・建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
6. (増改築等のみ)「確認済証」「検査済証」「増改築等工事証明書(工事費用が75万円超100万円以下の場合は「増改築等工事完了届」でも可)」のいずれか(コピーで可)を提出できる工事であること
(増改築等工事証明書は国土交通省告示で定められた書式にて、建築士事務所に登録のある建築士(2級以上)・木造建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関のいずれかによる証明が必要です)。

その他特にご注意いただきたい点

1. 住宅取得費用には土地代金は含まれませんので、土地の取得費用は非課税払出の対象となりません。
 2. 以下の場合、解約(課税扱い)いただくことになり、すでに非課税でお受取りいただいた一部払出(非課税)についても5年間遡って課税されます(遡及課税)。
 - ①一部払出後、必要書類を提出期限内に提出せず、ご契約が解約(課税扱い)となった場合
 - ②一部払出後に全額払出をせず、2年以上の積立中断をしたことで解約(課税扱い)する場合
 - ③一部払出後に勤務先を退職等され、退職等から1年以内に全額払出のご請求がなかった場合
 (※)遡及課税とは、住宅購入等の目的以外で解約した場合、解約日から5年間遡って非課税でお受取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして課税されることです
 3. 退職等された日から、勤務先変更・払込再開等のお手続きをいただかないまま1年を経過した場合は、租税特別措置法により所定の要件を満たしていても非課税のお取扱いはできません。
 4. 「財形持家融資制度」を利用される場合は、ご契約の残高証明書が必要です。
事前に当社あてご連絡ください。なお、当社からの財形の直接融資制度はございません。
 5. 非課税要件および必要書類は、法令等の改正に伴い変更することがあります。
- (注) 2013年1月1日から2037年12月31日までのお支払いについては、復興特別所得税(所得税額に2.1%を乗じた金額)を所得税(15%)・住民税(5%)とあわせて徴収いたします。その結果、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります。

明治安田の財形積立保険「個人情報の取扱いについて」

■この「個人情報の取扱いについて」は、ご契約の支払請求に際してご確認いただきたい事項を記載しています。ご請求前に必ずお読みいただき、「個人情報の留意事項」の内容に同意のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

個人情報の利用目的		<p>当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務 <p>なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご覧ください。</p>
特定個人情報のお取扱い 個人番号の利用目的について		<p>個人番号の記載のある個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集し、生命保険会社は、提供いただいた個人番号を保険取引に関する支払調書作成事務で利用いたします。</p>
個人情報の留意事項	お客さまの身体・健康状態に関する情報について	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。 ・また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。 ・なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。
	金融機関等へのお客さまに関する個人情報の提供について	<p>お客さま情報および身体・健康状態に関する情報は、上記の目的のうち、ご契約のご継続・維持管理、運営管理を目的として事業主、当社、およびご契約の運営管理に携わる他の生命保険会社、金融機関等の間で相互に提供します。</p>

<財産形成貯蓄解約・払出請求書Q & A (よくあるご質問)>

1. 住宅生存給付金のお支払いについて

- Q. 住宅購入(増改築等)で住宅生存給付金の請求をしたいのですが、どうしたらよいのですか?
 A. 住宅生存給付金の請求方法については、本請求書2枚目の「財産形成住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって」に記載しております。また、住宅生存給付金の非課税適用を受けるための留意事項についても記載していますので、必ずご一読ください。

2. (住宅生存給付金) 増改築等工事について

- Q. 増改築等工事とはどのような工事ですか? どのような工事であれば非課税が適用されますか?
 A. 非課税が適用される工事は以下の第1号から第6号の工事となります。
 (いずれの場合も工事費用が75万円超かつ工事後の居住部分の床面積が50㎡以上であることが条件です)
 第1号工事…増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え
 第2号工事…床・階段・間仕切壁・壁の過半の修繕または模様替え
 第3号工事…居室・調理室・浴室・便所・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれかの一室の床・壁の全部の修繕または模様替え
 第4号工事…建築基準法に定める耐震基準に適合した修繕または模様替え
 第5号工事…バリアフリー改修工事による修繕または模様替え(適用を受けるためには条件があります)
 第6号工事…エネルギーの使用の合理化に資する修繕または模様替え
 ※一般的にオール電化工事・太陽光発電等のみの工事は非該当となりますのでご注意ください。

3. 一般財形の満期について

- Q. 一般財形に加入していますが、保険期間満了(満期)が来たら継続できないのでしょうか?
 A. 一般財形については、ご契約時に3年(注)から15年の間で保険期間(保険料お払込期間)をご指定いただいております。保険期間が3年(注)以上であれば変更(延長・短縮)できますので、財産形成貯蓄変更申込書(別途お申し付けください)にて変更手続きを行なってください。なお、保険期間満了時に満期保険金の請求をされない(請求のお申し出がない)場合は、保険期間が1年ごとに自動延長されます(保険料払込期間も1年ごとに自動延長されます)。(注)契約日が2013年4月1日以降の契約の場合は6年

4. 税金について

- Q. 請求時(受取時)にはどのような税金がかかりますか?
 A. ご契約の種類およびご請求の内容によって、以下のとおり異なります。

ご請求の内容		税金の種類	課税対象	
全種類共通	死亡	相続税	お受取額 全額	お受取りいただいた全額が相続税の対象となります。納付すべき税額がある場合は申告が必要となります。
	災害死亡			
一般財形	解約 (年金除く)	所得税 (源泉分離課税)	利息部分 (差益)	お受取額は、所得税(20.315%の源泉分離課税(注))を差し引いた後の額です。当社が税務署に代納いたしますので、お受取りいただいた時点で課税関係は終了いたします(契約者様が確定申告いただく必要はございません)。(注)2013年1月1日から2037年12月31日までのお支払いについては、復興特別所得税(所得税額に2.1%を乗じた金額)を所得税(15%)・住民税(5%)とあわせて徴収いたします。その結果、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります。
	満期			
	一部払出			
年金	解約	所得税 (一時所得)		他の一時所得と合算し、確定申告が必要となる場合があります。

※高度障害・災害高度障害・財形住宅の一部払出および全額払出は非課税です。

明治安田生命保険相互会社

担当部門 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

保険料収納・集団グループ(財形)

TEL 03(3283)8111(大代表)

TEL 03(5690)6887(電話受付)

明治安田のホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

月曜～金曜(除く祝日・年末年始)9:00～17:00